

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年11月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理系床ドレン濃縮器レシーバタンクレベル検出器（A・B）計装配管サポートの溶接部に外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	2号機	原子炉格納容器温度記録計に指示不良（打点1の乱点）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
3	3号機	原子炉建屋機器ドレンサンプポンプ（B-B）出口循環弁点検において、弁棒に腐食が認められたため、当該弁棒を交換	C	12月19日再審議にてグレード変更 D → C
4	3号機	復水貯蔵タンクレベルスイッチのケーブル電線管に腐食が認められたため、当該電線管を補修・塗装	D	
5	3号機	制御棒駆動機構機能検査において、検査条件である「原子炉圧力が大気圧状態であることの確認」が満足しなかったため、対応検討	C	
6	5号機	水素酸素供給設備酸素ガス供給系安全弁吹出し試験後にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	6号機	計器設定に関する確認において、原子炉再循環ポンプ（A・B）吸込圧力検出器のヘッド値に相違が認められたため、対応検討	C	
8	6号機	残留熱除去海水系（B）流量スイッチ（警報設定器）点検において、ヒューズホルダのツメを破損させたため、当該ホルダを修理	D	
9	6号機	主蒸気配管（クロスアラウンド配管CA-8）内部溶接線の浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
10	6号機	原子炉再循環系MGセット建屋とタービン建屋とのつなぎ目より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	6号機	所内用空気系空気圧縮機（B）出口圧力指示計の付け根部よりエアリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	6号機	主蒸気隔離弁漏えい率検査のリハーサルにおいて、主蒸気外側隔離弁（A・B）弁用温度指示計の指示不良（オーバースケール）が認められたため、対応検討	C	
13	6号機	プロセスモニタ機能検査において、検査成績書の性能（校正）検査に関する許容範囲の記載欄に誤記が認められたため、当該箇所を改訂し、検査を再開	D	
14	6号機	主蒸気隔離弁漏えい率検査のリハーサルにおいて、システムの圧力降下が認められたため、対応検討	D	
15	6号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機補機冷却海水系海水ストレーナ出口配管圧力スイッチ元弁点検において、弁体ロックナット部に割れ及び弁棒に腐食が認められたため、当該弁を交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	6号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機補機冷却海水系海水ストレーナ出口配管圧力計元弁点検において、弁体ロックナット部に割れ及び弁棒に腐食が認められたため、当該弁を交換	D	
17	6号機	所内ボイラ給水ポンプ（A）点検において、インペラとライナーリングの間隙値に許容値外れが認められたため、当該ライナーリングを交換	D	
18	集中環境施設	プロセスモニタ機能検査において、検査体制図に不備（検査助勢員の氏名が1名記載漏れ）が認められたため、対応検討	C	
19	集中環境施設	補助ボイラ（A）汽胴ガラス水面計上部パッキン部より蒸気漏れ（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	その他	水処理設備前処理装置加圧用空気圧縮機（B）出口配管ドレン弁に閉固着が認められたため、当該ドレン弁を点検・修理	D	
21	その他	水処理設備排水処理装置総合排水ポンプ（A）メカニカルシール部よりリーク（1滴／5秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで